

社会福祉法人 七色の翼

役員等報酬規程

定款第 2 1 条に定める役員報酬は以下のとおりとする。

第 1 条 法人の業務に従事する理事長・業務執行理事に対し以下の役員報酬を支払う。

1. 理事長・の報酬は従事状況により以下の通りとする。

週 1 日従事の場合 月額 1 2 0, 0 0 0 円以内

週 2 日従事の場合 月額 2 4 0, 0 0 0 円以内

週 3 日従事の場合 月額 3 6 0, 0 0 0 円以内

週 4 日従事の場合 月額 4 8 0, 0 0 0 円以内

週 5 日従事の場合 月額 6 0 0, 0 0 0 円以内

理事会で各理事の従事状況を勘案し、上記金額以内で毎年度決定する。

2. 業務執行理事の報酬は従事状況により以下の通りとする。

週 1 日従事の場合 月額 8 0, 0 0 0 円以内

週 2 日従事の場合 月額 1 6 0, 0 0 0 円以内

週 3 日従事の場合 月額 2 4 0, 0 0 0 円以内

週 4 日従事の場合 月額 3 2 0, 0 0 0 円以内

週 5 日従事の場合 月額 4 0 0, 0 0 0 円以内

理事会で各理事の従事状況を勘案し、上記金額以内で毎年度決定する。

3. 理事長・業務執行理事は、週 3 日以上従事の場合、常勤者として社会保険加入対象とする。

4. 理事長・業務執行理事には、賞与・退職金は支給しない。但し、退職金に替わって信金経営者年金に加入するものとし、掛金（年額 1 2 万円～6 0 万円）は法人が負担する。

第 2 条 職員兼務の理事については、職員給与規定により給与・賞与・退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。

第 3 条 法人の監査を担当する監事に対し監査に従事した日につき日額 1 0, 0 0 0 円以内の報酬を支払う。なお、費用弁償分については上記報酬に含まれないものとする。

第 4 条 第 1 条・第 2 条・第 3 条以外の法人非常勤理事・監事及び評議員については、理事会・評議員会に参加する場合、「交通費及び食事代」を実費で支払うものとする。

第 5 条 法人の非常勤理事及び監事については、理事会・評議員会に参加する場合以外で理事長の承認を得て法人業務に従事した場合についても、1 回 5 0 0 0 円の「交通費・日当」を支払うものとする。

附則 この規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日より適用する。